

平成 26 年

社会文教常任委員会会議録

平成 26 年 9 月 12 日

田上町議会

平成26年第4回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成26年9月12日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|----|----|------|-----|----|------|
| 2番 | 椿 | 一春君 | 10番 | 渡邊 | 正策君 |
| 3番 | 有川 | りえ子君 | 12番 | 関根 | 一義君 |
| 7番 | 川崎 | 昭夫君 | 14番 | 小池 | 真一郎君 |
- 4 委員外出席議員
- 9番 川口 與志郎 君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 佐藤 邦義 | 保健福祉課長 | 吉澤 深雪 |
| 副町長 | 小日向 至 | 保健係長 | 時田 雅之 |
| 教育長 | 丸山 敬 | 教育委員会
事務局長 | 福井 明 |
| 町民課長 | 鈴木 和弘 | | |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 中野 幸作
書記 渡辺 絵美子
- 8 傍聴人
三條新聞
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第30号 田上町税条例の一部改正について
議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|----|---------|
| 2款 | 総務費（2項） |
| 3款 | 民生費 |

4 款 衛生費

10 款 教育費

- 議案第 34 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について
請願第 5 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私
学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願
請願第 7 号 所得税法第 56 条廃止の意見書を国に上げることに関する請願

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） おはようございます。窓から外を見ますと稲刈りの真っ最中ですが、9月は台風シーズンですが、幸いにして当町は風水害に至っていませんが、今の世の中、何が起きても不思議はないほどの状況にあります。災害に対する十分な対策を講じるとともに、万が一その事態が発生したら自分が何ができるかというようなことを踏まえて毎日を過ごしたいと思います。

それでは、これから社会文教常任委員会を開催しますけれども、その前に三條新聞さんのほうから傍聴の要請が来ていますので、それを許可しましたので、報告いたします。

それでは、座って進めたいと思います。

それでは、町長からご挨拶。

町長（佐藤邦義君） 改めまして、おはようございます。月曜日の初日、本会議がございましたが、一般質問4名の方ということで、今日社会文教委員会には条例の一部改正を2議案と一般会計の補正予算並びに特別会計の補正予算をお願いをいたしました。よろしくご審議お願いしたいと思っております。

9日の日は、全協をお願いしましたが、議員の皆さんには唐突な提案のように聞こえたような提案もありますが、本当に初歩的な構想でございまして、大分いろんなご意見いただきましたし、もともと数回にわたって全協を開かせていただいて、徐々に具体的な数字を入れながら議員の皆さんからご理解いただくと、このようなことで、生涯学習センターの建設について、仮称ではありますが、建設に向けて、まだ数年かかりますけれども、十分しっかり討議をしていただきまして、議論いただきまして、できるだけ経費の余りかからないような形で最大成果の出るような施設と思っておりますので、どうかよろしくご理解願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） それでは、始めます。

本委員会に付託された案件は、議案第30号 田上町税条例の一部改正について、議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、それから議案第33号 平成26年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について、最後に議案第34号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての以上4件でござ

います。

これより議事に入ります。議案第30号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 改めまして、おはようございます。それでは、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 田上町税条例の一部改正についてということでございますが、議会初日、町長の提案理由でもありましたとおり、地方税法等の一部改正が行われたことに伴いまして田上町税条例の一部を改正するものでございます。非常に内容的にはかなりページ数も多いのですが、具体的に主な部分につきましては、法人町民税におきます法人税割の税率の引き下げ、それから公的年金から徴収をしております個人町民税の特別徴収について算定方法等の改正、それから27年度以降年度分の軽自動車税につきまして、それぞれその区分に応じまして現在の税率の約1.5倍あるいは1.25倍ということで引き上げをお願いする内容でございます。

それでは、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきますので、20ページの次の資料ナンバー1をお願いいたします。新旧対照表でございます。今回新旧対照表の上に隣に第1条による改正ということで、今回この税条例につきましては、1条、2条という形で条例が改正をさせていただいております。1条において、一旦改正をした内容につきまして、さらに2条でその内容を改正後のものについて改正をするという形で、こういう形をとらせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず第12条の関係でございます。こちらにつきましては、外国法人に関係する部分でございます。国の法律の改正がございました。特に外国法人については、今までは国内にある事業所のみならず、それぞれその法人、外国法人という一つのくくりの中で、それらが国のほうでいろいろと収益、営業等していた部分を全部課税の対象という形で捉えていたのですけれども、今回国のほうではあくまでも国内にある外国法人、それを一つの事業所ということで改めをするということでの改正でございます。

それから、第21条、めくっていただきまして、資料ナンバー2でございますが、こちらにつきましては国のほうの法律の改正に伴う条項のずれということでございます。

それから、第22条の4でございますが、法人税割の税率、今回この税率を100分の14.7から100分の12.1ということで、2.6%引き下げをお願いするものでございます。

ただし、この引き下げ相当分につきましては、新たに地方法人税ということで、国税課という取り扱いをします。国のほうで徴収をいたしまして、その部分につきましては財源的には地方交付税の原資という形で取り扱いをするということでの改正でございます。

それから、36条の2、次のページ、資料ナンバー3の36条の5の関係でございますが、これが個人住民税の特別徴収に関係する部分での見直しでございます。36条の2につきましては、例えば住所を転出等をした場合に特別徴収が普通徴収に切りかわるといような形になっているのですけれども、非常に納税者から不便だということで、この部分を条件に基づいて、一定の条件がつくのですけれども、それを引き続き特別徴収できるという形の改正でございます。

それから、36条の5でございますが、仮徴収、所得が確定するまでの間仮徴収、それから確定してから本徴収ということで、仮徴収は4月、6月、8月、本徴収が10月、12月、2月ということで徴収をしておるわけですが、今まで仮徴収のほうの計算につきましては前年度の本徴収額を3で割ると、一月分ということで計算をしていたのですけれども、今後前年度の年税額、1年間で決まった金額を6分の1割るとい形での改正をさせていただきます。非常にその年によってちょっと納税する金額が変わってきたりする部分をなるべく平準化するということでの改正でございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー4、第37条、資料ナンバー5、第40条につきましては、第12条のほうでお話をいたしました外国法人の関係で変更があったことに伴う部分の改正でございます。

めくっていただきまして、資料ナンバー6、それから資料ナンバー7の第45条、それから第47条、これらにつきましては国のほうでの法律が改正されたことに伴う号が条項ずれの改正でございます。

それから、第70条でございます。軽自動車税の税率でございます。今回軽自動車税の税率の改正をお願いするわけでございますが、昭和59年以来の改正だということでございます。基本的には原付、それから2輪車については現行の税率の約1.5倍、最低税額を2,000円という形で設定をさせていただいております。これにつきましては、27年度から増額するという改正でございます。

それから、軽4輪車、3輪、4輪のいわゆる軽自動車になるのですけれども、これらにつきましては自家用乗用車につきましては1.5倍、その他、例えば営業用とか、そういう貨物につきましては1.25倍という形で改正をされる内容でございます。た

だし、こちらにつきましては27年度以降に新規取得されたもの、いわゆる27年4月1日以降に新車登録されたものが新しい税率になりますので、今既に所有されている場合、あるいは中古を取得した場合については旧の税率が適用されるという内容でございます。

それから、今回この軽自動車税の関係でもう一つ改正があります。ちょっと飛ぶのですけれども、資料ナンバー11のところは附則の第15条というところがあるのですけれども、こちらのところで今回あわせて軽自動車税の関係で改正がございます。その内容につきましては、いわゆるグリーン化ということで、かなり年数長く乗っている方につきまして環境性のよいものになるべく買い替えを促すということで、新規登録してから14年を経過した場合につきましては、今回の新しい新たに税率変わったものにさらに20%税率を重くするという重課の税率を適用するという形での改正がされておりますので、お願いします。こちらは、平成28年度から適用するというような内容でございます。

すみません。では、戻っていただきまして、資料ナンバーの9、附則の第4条の3につきましては、これは租税特別措置法が改正をされたことに伴う部分での改正でございます。

それから、めくっていただきまして、資料ナンバー10、第6条の4につきましては今回附則条例等、それが新設されたことに伴う部分での条項の追加になっております。

それから、15条につきましては、今ほど説明をさせていただきました軽自動車税の重課税税率を適用するといった部分での内容になっております。

それから、附則の15条の3、ここからかなり枚数が資料ナンバー30までが関係してくる部分ではありますけれども、今回金融所得課税の一元化ということで国が言っております。どういうことかといいますと、例えば金融商品、株とか、そういった株式投資においていろいろな商品があるのですけれども、種類によって税制的な対応が違うという、利子を見るとか、例えば損益、損をした場合にそれを通算して合わせてするといった措置が全くちょっと物によってないものですから、なかなか使いにくいと、そういう投資家によっては非常に使いにくいということで、それらを一見直しをしまして、例えば今までであれば国債とか地方債、そういった部分についても新たにそういう損益計算する上での対象にしようというような改正がされた部分でのこれからしばらく出てくる部分での内容になります。

まず、附則の15条の3については、今ほど申し上げました国債とか地方債のいわ

ゆる特定公社債という部分での利子が対象になったというような部分でございます。

それから、資料ナンバー14まで飛びますけれども、18条の関係につきましては「株式等」ということで旧はあくくりでしてあったわけですが、今回国のほうでは18条のところでは「一般株式」、資料ナンバー16の第18条の2では「上場株式」ということで、それぞれ区分をして、それぞれ規定を整理したということで、内容的に区分けをされているといった部分での内容でございます。

それから、資料ナンバー18、第18条の2の2でございますが、こちらにつきましては国のほうでの法が変わったことに伴う規定の整備でございます。

それから、資料ナンバー19の旧で言うと18条の2の3から資料ナンバー30までの間、削るという形で、第18条の3の2まで削るということで、これにつきましても今回国のほうでこういう法律を改正するに当たりまして、本来条例で載せる必要がないだろうというような判断をいたしまして、今回削ると、削除するというようなことに改正がされました。これについては、もとの国の法律にはそのまま残っているのですが、あえて町の条例では必要ないだろうということで削除された内容でございます。

それから、続きまして資料ナンバーの30になりますけれども、ここから先の部分につきましては今回そういう形で条例のほうを削るということで改正をされましたので、それ以降につきましては関係する部分を条項の繰り上げをお願いするというような内容が31、32、資料ナンバー33、34までの間はそういった部分での改正でございます。

それから、資料ナンバー35、第21条の2につきましては、めくっていただいて、36も同様ですが、国のほうの法律が改正されたことによって項がずれたという部分での改正でございます。

それから、さらに資料ナンバー36、第22条、東日本大震災、これにつきましても先ほど申し上げましたとおり、今回町のいわゆる条例で定める必要がないだろうということで、今回これらを削除されたといった内容でございます。

資料ナンバー44までお願いいたしますが、44につきましては今回その部分の売り上げに伴うそれぞれ条を繰り上げたという部分での改正になります。

それから、最後になりますが、資料ナンバー45、冒頭申し上げました新旧対照表、今回第2条による改正ということですが、旧であります附則第18条の2につきましては、今回第1条のところでは改正をさせていただきました。これ自身の附則自身もともと平成29年の1月1日で廃止をするということになっていたのですが、

今回その前段で改正をするということで、一旦これで改正をされたということで、それを改めて2条のほうで削除するといったような内容でございます。

説明は以上でございます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ありがとうございます。説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第30号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第31号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書の21ページお願いいたします。

議案第31号 田上町国民健康保険税条例の一部改正でございます。こちらにつきましても先ほどの議案第30号同様、税条例の改正同様、地方税法の一部改正が行われたことに伴いまして、田上町国民健康保険税条例を改正する内容でございます。

内容につきましては、新旧対照表22ページの裏からになりますけれども、内容につきましては先ほど税条例のほうで説明をさせていただきましたいわゆる金融所得課税、金融商品の損益通算の拡大とか、そういった部分の改正が主な内容でございますので、説明のほうは省略をさせていただければと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第31号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第33号を議題といたします。執行の説明を求めます。

町民課長（鈴木和弘君） 続きまして、議案書の38ページ、お願いいたします。

歳出2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費でございます。100万円の補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、23節償還金利子及び割引料ということで、過年度過誤納還付金ということでお願いをする内容でございます。当初予算では、350万円ということで予算をお願いをしてありましたが、現在内訳といたしまして法人の関係で約11社、179万円ほど還付をしております。内容につきましては、あくまでも前年度の確定に伴いまして予定納税をしていただくのですが、確定したことに伴いまして還付が生じたというような内容でございます。

それから、個人住民税の関係ですが、約52件、159万円ほどあります。この部分に

つきましては、期限後申告の関係で扶養の控除とか、そういった部分の関係がございまして、今現在約8万4,000円ほどしか残がございません。今後さらに法人で約40万円ほど、それから住民税で昨年度の実績を踏まえて50万円ほどということで、若干あと予備も見させていただきまして、補正をお願いする内容でございます。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 改めて、おはようございます。引き続きまして、私のほうから39ページ中段の3款民生費から説明させていただきます。

1項社会福祉費であります。この1項の項目3つありますが、いずれも25年度の実績に伴いまして、それぞれ国、県への補助金の返還をお願いするものであります。

2目の老人福祉費であります。説明欄にあるとおりに老人医療費の助成について県の補助金の返還が生じたので、これをお願いするものであります。

3目障害者福祉費についても国、県へ障害サービスの関係経費ということで負担金の返還、それから障害者医療費の関係で、県の補助金の返還ということで、それぞれお願いするものであります。

4目母子福祉費については、ひとり親の家庭医療費の助成について返還が生じたので、お願いするものであります。

以上で1項の社会福祉費の説明を終わります。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めまして、おはようございます。40ページになります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、1,375万2,000円の追加をお願いするものであります。説明欄を見ていただきたいと思います。児童福祉総務事業費の時間外勤務手当155万円をお願いするものであります。竹の友幼稚園の4時以降の預かり保育の時間帯に正規職員が大分当たっておりまして、その勤務後に保育帳簿だとか行事の準備を行うことから時間外勤務が多くなりまして、その分、不足する部分を追加補正をするものであります。

続きまして、児童福祉総務費その他事業では、非常勤職員に係る共済費153万8,000円、それから賃金991万7,000円、報償費74万7,000円をそれぞれ追加補正をするものであります。今年度産休や育休代替が見込まれまして、年度当初から保育士を確保する必要があったこと、それから障害などにより、加配を必要とする園児が当初見込みで8人から15人と増えことから、不足する保育士のかわりに無資格の非常勤職員を介助員として増員したことから、非常勤保育士2名分と、それから無資格の職員4名分の1,220万2,000円の追加補正を行うものであります。

それから、2目児童運営費につきまして40万円の追加をお願いするものでありますが、説明欄のところでは、幼稚園運営その他事業で既決予算を上回る修繕がありまして、今後見込まれる未満児棟の園庭部の漏水修理など不足が生じるために修繕料の追加補正をお願いするものであります。

以上です。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　続きまして、40ページ、3目の児童手当費であります。これについても平成25年度の実績に伴い児童手当の国県の負担金について返還が生じたので、追加をお願いするものであります。

続いて、後段の4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費ということでありまして、説明欄にあるとおりに養育医療費の助成、未熟児の医療費の関係なのでありますが、これについても25年度の実績に伴い返還が生じたので、それぞれ国、県へ返還金をお願いするものであります。

41ページであります。2目予防費ということで、652万9,000円不足で追加をお願いするものでありますが、これは初めてのものなので詳しく説明しますが、10月から乳幼児の水痘、水ぼうそうであります。水痘、それから高齢者の肺炎球菌、その予防接種について、それぞれ定期接種化、法令に基づく予防接種というふうになりましたので、その関連経費を新たに追加をお願いするものであります。

説明欄の需用費としましては、印刷製本費、予診票の印刷、それから対象者への案内のための郵便料ということで通信運搬費、それぞれお願いするものでありますし、委託料については個別接種の委託料634万円ということであります。

このうち水痘について、水ぼうそうについては約430万円が水痘の関係の委託料、接種料であります。対象年齢は一応1歳から3歳までを対象とするものでありまして、単価的には1万400円ぐらいのものでありまして、422件を予算をお願いするものであります。

それから、もう一つ、肺炎球菌についてであります。対象者は65歳以上で、65、70、75歳というふうに5歳刻みでお願いするものであります。これについては、ワクチンにそれぞれ限りがあるものですから、一斉にというわけにはいかず、法に基づいて5歳刻みで今回お願いするものであります。1人当たりの費用額は、約8,000円なのでありますが、町のほうからは3,300円程度、本人負担としまして4,640円を本人負担をしてもらうことで、約200万円程度の委託料を計上させていただきました。

4款衛生費についての説明は以上であります。

教育委員会事務局長（福井 明君）　45ページになりますので、10款教育費、1項3目

の教育振興費であります。45万6,000円の追加をお願いするものであります。説明欄のところではありますが、教育振興費の中で新潟県の補助事業でありまして、2分の1補助となっておりますが、未来への扉を開くキャリア教育推進事業を実施するために報償費、それから需用費、役務費、それぞれ追加をお願いするものであります。事業の内容につきましては県が掲げる「感動！5日間の職場体験」、それから「夢発見、ジョブチャレンジ」、「子ども参観日」の3つの内容がありまして、中学校では今まで2日間で実施しておりました職場体験を3日間に増やしまして実施をする。また、地域でのボランティア活動で護摩堂山の下草刈りを行うというふうな形になります。それから、小学校では夏祭りのボランティア活動や親子で校舎内の清掃を行うというふうな形になります。さらに、小・中共通の取り組みとしては、以前から実施をしております家庭でのノーテレビ、ノーゲームデーの時間を活用いたしまして、子どもの未来を話し合うことを実施する内容となっております。それに、報償費、需用費、役務費をそれぞれお願いするものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費であります。30万円の追加をお願いするものであります。説明欄のところ、羽生田小学校その他事業の修繕料であります。校舎や設備の老朽化に伴って、既決予算に不足が生じることから、30万円の追加補正をお願いをするものであります。

それから、46ページ開いていただきたいと思っております。4項社会教育費、1目社会教育総務費であります。36万1,000円の追加をお願いするものであります。社会教育事業費の報償費であります。行屋崎遺跡の発掘に伴いまして、出土いたしました遺物について、その用途や時代背景、遺跡の性格などを明確にできない部分があることから、その分野に精通をしております奈良大学の坂井教授から指導、助言をお願いするということから、交通費も含む謝礼で、都合4回分の追加補正を行うものでありまして、この費用につきましては県の受託事業で、埋蔵文化財本発掘調査受託事業によって賄われるものであります。

なお、今後出土した遺物の中で貴重な遺物であると判断され、その確認ができた場合につきましては、県や奈良大学の坂井教授などと相談をしながら、今年度中に保存処理の方法だとか、その費用について検討することとなっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願ひします。

14番（小池真一郎君） 41ページの予防接種の件なのですが、この個別接種委託料、これ町としてのかかわりというのは、これ個人で行って、後から申請して町からもらうという形になるわけですか。この辺ちょっと説明をお願いします。

保健福祉課長（吉澤深雪君） 詳しくは保健係長から説明いたします。

保健係長（時田雅之君） 水痘、水ぼうそうにつきましては、従来の乳幼児で実施しておりますMRワクチン、麻疹、風疹とか日本脳炎と同じく無料で接種できますので、自己負担ありません。

それから、高齢者肺炎球菌のワクチンにつきましては、一般的には高齢者のインフルエンザの予防接種と同じような形となります。医療機関の窓口で4,000円ちょっとの自己負担をお支払いいただいて、残りは町のほうで支払いするというような形になっています。

10番（渡邊正策君） では、40ページちょっと見ていただきたいと思います。

いつも児童福祉関係について、問題というか、大変な人員対応という形の中で苦勞されているということは承知しておるわけでありましてけれども、今回もそういう形の中で臨時職員、出産とかいろいろの形の中で、その対応ということで臨時職員を採用して対応するというようなことをいろいろとっておられるわけですが、それはもうもちろんやむを得なくとらなければいけないわけでありましてけれども、大学との協定といいますか、大学の応援というところとちょっとおかしいですけれども、大学生がアルバイトをしたいと、もっと簡単に言うとアルバイトをしたいというような生徒がおられないものかどうか。もしそういう生徒がおられたら、ぜひひとつこういうところに補充員として採用というか、あれですけれども、アルバイトの応援というふうな考え方で雇ってやるというようなことがとれないものかどうか、そういう活動をしてこられたのかどうかということについてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

教育委員会事務局長（福井 明君） 先般大学連携ということで中央短大と協議会を開きました。その段階で今手薄になっている4時から6時までの間ということでありますが、なかなかやっぱりパートの方々とか、その時間帯に非常に人的な不足が生じているということもありまして、実は今おっしゃられた分に対して9月の29日の日に大学のほうへ行く予定にしております。教授ともいろいろと話をし、前向きにちょっといろいろと検討しようかという状況になっておりますので、それができれば4時から6時の間の学生の派遣だとかという部分につきましては何とかなるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお聞かせ願いたいと思います。

10番（渡邊正策君）　そういう形で進めるというお話でございますけれども、大学生も最近の大学生はなかなかアルバイトしないというような声も聞いておりますけれども、そうでない、やはりアルバイトして多少の教育費に充てたいという方々もおられるし、そういうような方々に大いにひとつ窓口を開いてやって、こういう仕事の場を見つけて与えてやるということが、これからの田上の幼児教育というか、保健教育というか、保健の現場で非常に大切ではないかと思っておりますので、ひとつ積極的に進めていただきたいと、こう思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育委員会事務局長（福井 明君）　それで、先ほどの部分であります、2時間なのですが、一応実習も兼ねて行うということもありまして、当然そこには現役の保育士をつけて指導に当たるということも必要ですし、当然未来の保育士になる学生でありますので、大切に育てていくということもありますので、こんな形で進めていきたいというふうに思ひます。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君）　ほかにありませんか。

ないようですので、議案第31号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、最後、議案第34号を議題とします。執行の説明を求めます。

保健福祉課長（吉澤深雪君）　それでは、議案書の47ページをお開きください。

議案第34号ということで、介護保険特別会計補正予算の第1号になります。歳入歳出それぞれ577万3,000円を追加し、予算総額をそれぞれ11億9,677万3,000円とするものであります。

その内容としましては、平成25年度の保険給付費や地域支援事業費の確定により、国、県、それから支払基金からの交付金あるいは町の負担分についてそれぞれ整理をお願いするものであります。

それでは、項目別にそれぞれの内容の説明に入ります。何枚かめくりまして、52ページをお開きください。

2、歳入とありまして、3款国庫出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金ということで、補正額130万円の追加、それから2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金ということで4万9,000円、それから4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金ということで424万7,000円、2目地域支援事業交付金ということで55万2,000円、それから53ページに入りまして、5款県支出金、1項1目介護給付費負担金ということで203万4,000円、それから2項の県補助金、地域支援事業交付金ということで2万4,000円、これはいずれも25年度の実績に伴い追加交付を受ける部分の追加分の交付の受け入れであります。

それから、一番下の欄にあります7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金の繰入金ということで243万3,000円を減額するものであります。これは、追加を受けることによりまして25年度においてその分余計に基金から繰り入れておりました分を戻すものであります。これによりまして26年度末では基金の残高の見込みとしては5,300万円を見込んでおります。

歳入は以上でありまして、1枚めぐりまして、54ページをお願いいたします。歳出であります、6款諸支出金、2項1目一般会計繰出金ということで、補正額577万3,000円の追加をお願いするものであります。これは、25年度の介護給付費あるいは事務費の実績に伴い、それぞれ一般会計に返還するものであります。

以上で説明を終わります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。質疑のある方はご発言願います。

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終了いたします。

それでは、これより討論、採決を行います。

議案第30号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり決しました。

次に、議案第31号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり決しました。

次に、議案第33号についての討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決しました。

最後に、議案第34号についての討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり決しました。

これで、町長の提出の議案全部終わりましたので、執行の皆さん、大変お疲れさまでした。

休憩します。

午前 9時46分 休憩

午前10時00分 再開

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第5号を議題とします。

この件につきましては、川口議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

9番(川口與志郎君) 大変忙しい中に時間をいただきまして、本当に申しわけないと思っておりますが、よろしく願いいたします。

(何事か声あり)

9番(川口與志郎君) 私学助成の件ですが、ここに書いてある趣旨を読み上げまして説明にかえたいと思います。なお、詳しいことは今お配りしました資料集に詳しく書いてございます。去年も同じメンバーの方でこの問題討議していただきましたので、細かいことはご質問をいただいて、わかる範囲でお答えいたします。請願趣旨を、請願事項を読み上げて説明にかえたいと思います。

請願趣旨。

私立高校は建学の精神に立脚し、独自の伝統と特色ある教育を展開しながら県内

高校教育の重要な一翼を担ってきました。現在県内高校生の5人に1人は私立高校に通っています。

さて、平成22年度から実施された私立高校生への国の就学支援金制度及び本県独自の学費軽減制度により、私立高校生家庭の学費負担は一定程度軽減されました。また、平成26年度には国の就学支援金制度の見直しが行われ、低所得世帯への加算支給の増額が行われました。このことにより、学費の長期滞納者や経済的理由による中退者は減少しており、その政策効果があらわれています。

しかし、現在県内私立高校の入学金を含む初年度納入金は約52万円となっており、国の就学支援金の加算支給対象となっている年収590万円未満世帯においては約17万から35万円の学費負担が残されています。しかも、平成26年度から就学支援金制度見直しにより年収910万円以上の世帯は支給が打ち切れ、学費の全額を負担しなければならなくなりました。

また、私立高校における専任教員数は公立の配置基準に当てはめると公立より2割少なく、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。

私立高校は学費と教育条件において依然として公立との格差が生じています。こうした状況を是正するためには、国及び県が責任を持って私学助成の増額・拡充を図る必要があります。

以上の立場から以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1、地方自治法第99条の規定により、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」を採択の上、関係機関に意見書の送付を行ってください。

以上であります。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 川口さん、この請願書の下段のほうにあります「私立高校は学費と教育条件において依然として公立との格差が生じています」と、この「教育条件」というのは何のことを指していますか。その上の「専任教員数」のことを指しているのでしょうか。そのところを明確にしてください。

9番（川口與志郎君） 一番基本は専任教員数です。あと、施設設備の面で、もちろん一部私立学校は施設設備全てのものを持っている学校ありますが、県立高校に比べ

てやっぱり全般的には劣ります。そういう施設設備と教員数ということで教育条件の格差があるということでもあります。

12番（関根一義君） 教員数の格差があるというのは、これは何で発生しているのですか、これは。私立学校の要するに経営上の問題として発生しているのではないのですか。どういうことですか。

9番（川口與志郎君） 学校の経営上の弱点、お金がない。だから、専任教員を採用しないで、臨時の教員で安上がりの教育をやろうということで、基本的には経営側のお金を使いたくないというものもありましょうし、お金がないということもあって、教員の充足の条件が悪くなっているということだと思います。

12番（関根一義君） それをどういうふうに改善しなさいということなのですか。国費で賄えということなのですか。どういうことを要求しているのですか。

9番（川口與志郎君） あの……

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 川口さん、ちょっと待ってください。私が川口さんと言ってから言ってもらえませんか。

9番（川口與志郎君） はい、失礼しました。

私学助成は、父母へ直接補助する助成と、それから施設設備の助成と、それから経常費助成という3つの助成制度があります。特に教員の採用にかかわるところは経常費助成です。

12番（関根一義君） 経営助成。

9番（川口與志郎君） 経常費と言います、正確には。経営に係る日常経費、それ全体を経常経費と言います。教員の給与を含めたものです。経常費助成年々増えてきていますが、経常費の補助は5割を超えないように補助すると、助成するというところでずっと行われていますが、5割近くは助成されてきていますが、そういう状況で、お金がやっぱり安上がりで教員の給料をできるだけ安く抑えたい、安上がりにならんと、経常費経費を抑えていきたいということで条件が悪くなっているということだと思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ちょっと参考のために教えてください。この私学のあれは毎年大体9月の定例議会に請願提出されるのですけれども、何か去年の委員長の委員長報告で請願の乱用ではないかというような委員長発言されている文章を私読みましたけれども、その辺どうなのですか。今後ずっと毎年毎年こういった請願がこの時期に出されるという可能性はあるのですか。ずっと採決されているわけですね。その辺、川口さん。

9 番（川口與志郎君） ずっと田上の議会でこの請願がされて、毎年請願が生まれて、毎年採択していただけてきました。大変ありがたいと思っております。

それで、県内のほとんど……採択しない自治体はないのではないかと思います。それほどこの私学教育の問題というのは、教育、人づくりで、国づくりにつながりますし、重要視されています。私学の私立とはいえ、公教育の一翼を担っている重要な役割を果たしていますので、その点について各自治体は理解をしていただいて、私立学校が公立との間で格差が生じているとすれば、それはなるべく格差がないような形でいい教育が行われて、国や地域社会への貢献をしてもらいたいという、そういう願いで、少しでも……急激に……お金の問題もありますから、1年1年、1歩1歩、よりよい方向にお願いしたいということで、毎年請願が出されています。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 内容的には毎年採択されているような感じで、何でもないのですけれども、では今後県内の市町村も全部、ほとんど何割方、採決なる限り続くわけですね。

9 番（川口與志郎君） それどこまで続くかというのは請願する私学の助成をすすめる会が判断することでありまして、もう必要はないということであればしないと思いますが、それは先ほど議論になっていますように公私間格差がある場合は、それを1歩でも2歩でも埋めていただきたいということで、多分請願権が行使されるのではないかと思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） これはまた後で考えましょう。

12番（関根一義君） 考え方は大体わかってきましたけれども、ところで請願組織は、これは反対だということなのですか。中段、「就学支援金制度の見直しにより年収910万円以上の世帯は支給が打ち切られた」というふうに、改正されたのだというふうに言っていますけれども、これは「学費の全額を負担しなければならなくなりました」というふうに言っているので、これは年収910万円以上の世帯についても支援支給を行うべきだという、そういう立場に公費助成をすすめる会は考えておられるということなのでしょうか。

9 番（川口與志郎君） おっしゃるとおりであります。年収に応じて格差をつけるという助成は本来好ましくないと考えて、全ての私学に学ぶ生徒の親の全てに公平に助成をすべきであるというふうに考えて、それが建前だと思いますが、ただ国のお金の予算の関係もあつたりするのでしょうか。年収の多い人は、ちょっと負担を多くしてくれということだと考えます。これは、本来正しいことではありません。年収に応じて負担が増えたり安くなったりするのは生徒に悪い影響を与えますが、それ

は基本的にはよくないと。親がいっぱい補助金を結果として受け取っていると、助成を受けていると、それからまた年収がいっぱい金持ちなので、そういう助成がない、そういうような格差というのは生徒に影響を与えます。親が補助金をもらっている人は、生徒は肩身の狭い思いしますので、やっぱり年収の多い、少ないによって助成をかえるというのはただしくないということだと思います。

12番（関根一義君） ちょっとくどくなりますけれども、生徒が年収によって国のほうに助成を受けているか受けていないかによって、要するに差がつくということは年収によって支援を受けている生徒が、子どもさんが肩身狭い思いをするということ。

9番（川口興志郎君） はい。

12番（関根一義君） では、俺の子どもは要するに肩身の狭い思いをするようなことになるからだめだと、こういうことなの。年収少ないから。

9番（川口興志郎君） それだけではありません。肩身の狭い思いをするということもあり得ますけれども、それはそういうこともあります。だから、それもいけないことなのですが、それが全ての理由ではありません。教育は機会が均等です。年収の大きさによって機会の均等性が失われてはいけないという考え方です。

3番（有川りえ子君） 1つだけ質問させてください。

先ほどいただいた資料の17ページだと、田上町は所得制限を今のお話のように設けずに、全ての家庭に1万2,000円が出ているということなのですが、これは町としてはさらにどうあったらよろしいのでしょうか。

9番（川口興志郎君） これは自治体の判断ですが、田上の自治体は私学に学ぶ生徒の親に一律1万2,000円、年額補助をしてきています。生徒数に応じて、全体の生徒数、田上の住人の人が何人私学に通っているかという数字ここにありますが、一番最後。やっぱり加茂暁星一番地元ですので、一番多いわけですが、加茂暁星だけではなくて、あらゆるところへ私学に田上町から通っております。親の負担を少しでも軽くしよう、援助をしようということで町が補助しているわけですが、それはありがたいことだと思います。私の娘も私立学校へ行きましたが、1万2,000円町からいただいたのはありがたいと思っておりました。父母の方はみんな感謝していると思います。

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、請願第5号に対する質疑は終了いたします。

これより討論及び採決を行います。

請願第5号についての討論に入ります。ご意見のある方はご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願を採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択と決しました。

続きまして、請願第7号を議題といたします。この件につきましても川口議員が紹介議員になっていきますので、説明をお願いいたします。

9番(川口興志郎君) 引き続いて、よろしく願いいたします。

請願の趣旨、請願理由のところ、二、三カ所誤字があります。これは、また先ほどと同じように読み上げて説明にかえたいと思いますので、そのときに訂正させていただきます。

所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることに関する請願。

請願の趣旨。

私たち「終章」、これは誤字です。「中小」です。中小零細業者の家族従業者は、所得税法第56条の「配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」、この必要経費に算入されないということが重要だと思えます。「働き分」(自家労賃)を必要経費として認められていません。

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」(自家労賃)を社会的に構成に評価する。この「構成」間違っています。公に正しいと直してください。公正に評価することを願い、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げることについて請願いたします。

請願の理由。

労働に対し対価を得ることは、当たり前のことです。しかし、その当たり前のことが所得税法第56条により税法上認められていません。家族が力を合わせて得た成果であっても、税法上全て納税者個人の収入となり、家族は「ただ働き」として扱われます。

所得税法第56条は、明治憲法と旧民法の家父長制度の下、家族全体の所得を合算して戸主の名義で納税させる旧所得税法1887年、明治20年に成立したのだと思いますが、名残です。旧所得税法は1947年(昭和22年)に制定された憲法第14条「個人の尊重」、憲法第24条「両性の平等」の規定によって、明治民法の「家」の制度を廃止、一新される中で当然廃止されるべきであったにもかかわらず、1950年(昭和25年)

の所得税法制定に形を変えて移植されてしまいました。

1974年（昭和49年）6月3日第72国会で、衆議院大蔵委員会（当時）は、税制改革に関して、「現行の事業主報酬を改め、青色申告、白色申告を問わず、店主、家族専従者の自家労賃を認め、完全給与制とすること」とする請願を全会一致で採択しています。この採択から40年近くたった今も所得税法第56条の廃止をしない国会の異常な怠慢状態の是正を切実に願います。

課税側は、「所得は世帯主が支配しており、家族に対価を払う慣行がない」、「恣意的な所得配分のおそれがある」、「対価支払いの確認が困難」などを所得税法第56条存立の根拠としていますが、いずれも前近代的な家族制度を是認する前提に立ち、しかも記帳の観光、この「観光」間違いです。「慣行」、なれた行いと書きます。「慣行」が定着している今日の実態から、かけ離れています。また、国税通則法と所得税法の改正で、2014年（平成26年）1月から、年所得300万円以下の白色申告者にも記帳義務が拡大され、全ての中小業者に記帳が義務づけられました。

青色申告の選択による「専従者給与」（所得税法第57条）の取得によって、第56条を回避することが可能だとする意見がありますが、これは事の本質をそらすものです。そもそも申告の原則は白色申告です。青色申告は「特典」の付与と引き換えに納税者を課税庁の裁量の下に置く特設の制度であり、「特典」の内容は納税者の立場から当然のもので、その名に値しないばかりでなく、運用次第では、課税庁と対等な関係を失わせ、納税者の権利を形骸化させかねない危険性があるものです

世界を見ても、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費として認め、その人格、人権、労働を正當に評価しており、それが世界の流れです。家族従業者の8割は女性であることに鑑み、国連の女性差別撤廃委員会からも、異議が出されています。白色申告で事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が年間86万円、家族が50万円と低額で、住宅ローンが組めないなど、事業継承の障害にもなっています。国民健康保険に傷病手当や出産手当が支給されない根拠の一つともなっています。所得税法第56条は人権問題でもあります。

所得税法第56条廃止を求める声は全国に広がり、376自治体が意見書を採択（2014年2月末現在）、また全国各地の税理士会でも廃止の意見が過半数を超えています。さきの財務相交渉では、愛知治郎副大臣が「しっかり検討し、よく議論させていただきたい」と答弁しています。時々的大臣からも前向きな答弁を得ています。

所得税法第56条の廃止は、中小零細業者の人権が保障され、税法上も民法、労働法や、社会保障上でも認められることになり、家族従業者の地位向上につながりま

す。以上の趣旨から本……ここまた「市議会」になっています。「町議会」と。以上の趣旨から本町議会に、所得税法第56条廃止の意見書を国に上げていただきたく、請願するものであります。

一応読み上げましたが、実は私はこのことについては詳しくはわかりません。請願紹介者になってほしい。趣旨はわかっていますけれども、細かいことは申しわけありません、わかりませんが、お答えできることはお答えしたいと思いますけれども、1つだけつけ加えておきますが、この近辺の市町村議会、新潟県内の市町村議会で採択したところだけちょっとご紹介いたします。市では、三条市、加茂市、魚沼市、佐渡市、この4つの自治体が意見書採択をしています。それから、町では湯沢町、川口町、津南町、村では粟島浦村、以上のところがこの請願を採択しています。

(川口町なんて今ないですの声あり)

9番(川口與志郎君) 田上町におかれましてもぜひ採択をしていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方はご発言願います。

社会文教常任副委員長(椿 一春君) この対象者となっている中小零細業者という方って個人事業主でみなし法人でやっている個人商店の方を示しているのか、それとも法人格を持っている中小企業を示しているのか、どちらか、川口さんご存じですか。

9番(川口與志郎君) 私、よくわからないですけれども、農家の方なんかの主婦の方、それも当然含まれているところです。

(これは両方だの声あり)

9番(川口與志郎君) 法人格を持っているところでは、比較的大きなところはきちっと従業員として認められていると思いますが、家族労働の中小企業はたくさんあります、零細企業ありますので、そこはちゃんとなっていないのではないかというふうに思います。

社会文教常任副委員長(椿 一春君) あと、これ56条で労働に対しての所得税というものがあるのですけれども、よく助成金なんかを申請すると、法人なんかでも1等親、3等親以内の者の家族がいるとそれも除外されるとか、労働賃金の所得税には

あれなのだけれども、助成金なんかだと全部もらって家族内で全部使うような、そんなこととの関連性はどうかかなと思ひまして、その辺ご存じでしょうか。

9番（川口與志郎君） おっしゃるとおりでありまして、そういう助成金などは家族でみんなを使うわけで、その区別非常に難しいです。だから、それはかなりどんぶり勘定になっている可能性があります。そういうことは弱点だと思う。それがあるので、家族、配偶者を必要経費として認めないという理由にもなっているのだと思いますが、それは現実だと思います。でも、それは改善、改革していかないといけないことではないかなと思います。

14番（小池真一郎君） どうも見てみると非常に56条がネックになって、女性とか、このパンフレットを見ると社会保障関係も非常に悪いのだと、だから56条を廃止をしなさいと盛んに言っています。だから、社会保障というのは、例えばの話、サラリーマンでもさっきのように法人でも会社でもちゃんとそれに見合ったものを納めているから社会保障がちゃんとされているので、我々農家、国民年金も含めて安い。それは、納めるのを納めていないから、結果的に安くなっている話だけであって、どうも56条があるから社会保障も含めて女性の地位が非常に認められていないなんていう書き方をしていると、逆に言うと56条を廃止をした場合、ここに経理士の方が喜んでいるのだけれども、恐らく形として56号を廃止例えばした、今この請願、廃止をしなさい。例えば農家、個人、小さな商店の皆さんは、結果的に白色申告は大事ですよ。でも、この56条を廃止することによって女性とか社会保障がさらに充実するみたいなことを盛んに言っていますけれども、それはあり得ますか。

12番（関根一義君） そのパンフレット……失礼、雑談入れて。

（ちょっと休憩、自席にて。答えるの待っての声あり）

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） では、自席にて休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 再開

社会文教常任委員長（川崎昭夫君） 再開します。

9番（川口與志郎君） 小池委員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりです。必要経費として認めて、家族の方、配偶者、家族、給料を支払いますと多分健康保険の保険料などは企業が、その経営者が該当機関に納めなければいけない。それが必要経費として認めないことによって支払わないで済むということはもちろんおっしゃるとおりであります。ただ、それでそれを必要経費

として認めないやり方がずっと来たということも実際としてあると思います。ただ、これは本来の姿としてはよくないのではないかなと思います。きちっと給料分を家族、配偶者に支払って、それ必要経費として認めて、当然そこに課されてきます保険料の負担、企業が負担する。大体半分ぐらい企業負担しますよね。そういうものを支払って経営が成り立っていくというのが本来の姿だと思います。それが今の現状ではなかなかうまくいっていないという側面があって、ずっと続いているのだと思います。

14番（小池真一郎君） 私、農家ですけれども、この56条は廃止を例えばされた場合、今度は事業主になるわけですよ。今度事業主になって、かみさんに給料を与えるとか、今度さっきの保険料がここに今度生まれてきたりする。私はこの言わんとしていることはわかるけれども、この中で中小の小さい零細の皆さんは経費認めれやと言っていますけれども、逆に言うとあべこべに今度負担が生まれてくる。そんな当たり前前の話なのですけれども、本当にあなたがさっきから言っているようにこういうことが日本の各地で起きているとは私は信じられない。逆に言うと税理士さんの皆さんが、経理士の皆さんが、これをやればどんどん仕事が増えてくるから、そういう形の皆さんが支援しているというのは本当にうなずけるけれども、本当に農家も含めて田上町で商店街の皆さんがこれは本当にこれを廃止したら喜ぶかという、私はもっとこの提案者の皆さんがそういう方の話をもっと聞いて、こういう請願をよそがやっているからおらっちも出すということではなくて、もう少し話を聞いて。本当に俺いいことだと思います。それはやれば奥さんは給料もらえるし、例えば今度けがしたらそういう……そして年金ももらえる状態も今度は上がってきたりするから、そこに見合う今残念ながら農家も含めて利益が生まれてこないのに、今度これを廃止すると本当に今度収入があろうがなかろうが義務的なことに今度移行するような、白なんて言っているけれども、はっきり青色申告になるわけです、結果的には。白は認めているというけれども、結果的には青色申告は強制的にしなければならない状態が生まれてくるので、本当にだから皆さんの言っていることが……結果としていいことなのだろうというのはわかりますけれども、本当にそれが正解なのか。本当に俺、この三条の皆さんというのは本当に農家とか、そういうところの話を聞いて……わからないわけだよ。

9番（川口興志郎君） 三条の民商の人が動いていますが、それは全国的には全国なのです。たまたま田上なので三条民商が担当していますが、中小零細業者のことについてはよくわかります、三条民主商工会ですから。商工会ですので、実態はわかっ

ていると思います。ただ、農家の方のことについては想像して、類推してということだと思いましたが、小池委員のおっしゃるとおりのことがあると思います。そのとおりだと思います。ですから、非常に難しい問題が含まれておりまして、一挙にこれを解決することになるとは思いません。実際の問題としては1歩1歩前進していく、そしてご婦人方の、ここに書かれていますが、地位の向上につなげていくということだと、1歩1歩だと思えます。そんな一挙になんかよくなりません。困難な状況が横たわっています。そう私も考えます。

(委員長、休憩いいですかの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、少し休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、再開しまして、いろいろ今質疑があったのですけれども、質疑は終了しまして、では討論、採決を行いたいと思うのですけれども、とりあえず採決の前に何かご意見ある方。

12番(関根一義君) 私のほうから意見を申し上げたいと思いますが、いろいろ休憩も挟んで議論をしましたけれども、疑問点が解消されないわけです。

もう一つは、紹介議員もなかなか詳しいところまで正直承知していないところがありますということだから、これ以上議論しても前に進まないということだと思うので、継続審議にするか。その継続審議のあり方については、今後またお互いに議論して、どういうふうにするかというのは検討すればいいと思いますから、この取り扱いについては継続審査というふうにしたほうが私はいいと思います。

(賛成の声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 今関根委員のほうから継続審査というお話が出ましたけれども、異議ありますか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、全員でいいのかな。

では、請願第7号の採決を行いますか……

(期限があるんですかの声あり)

12番(関根一義君) 時期。次回の議会までか。

(委員会でもた協議をしての声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 本当に次の12月の……

(でもいいし、こだわらんたって1年ぐらいの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 1年以内とか何かあった。それによって……川口議員さん、どうでしょうか、それで。

9番(川口與志郎君) おっしゃるとおりで、委員会の方向に従って、この請願者のほうへ働きかけます。おっしゃるとおりにいたします。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 請願者のほうから今後ではどうするかということ、また請願提出されるのであれば、また近いうちにか。

9番(川口與志郎君) 今のご討議の状況を伝えまして……

(文字、文句が間違えているのは、直してもらって、出してもらわんきゃの声あり)

9番(川口與志郎君) それ伝えます。意向を伝えまして、また請願を継続審査になっていますから、今度はこの委員会の意向に従って対応をするようによく伝えます。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 局長、意見書配付は。

議会事務局長(中野幸作君) 私学だけです。

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、今の関根委員のほうの発言で継続審査ということで異議ないですね。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、請願第7号は継続審査と決しました。

それでは、意見書を配付願います。

(資料配付)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) では、請願第5号は採択ということなので、意見書の内容についてはこれでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(川崎昭夫君) 異議ないということで、内容を本会議に提案いたします。

では、これをもちまして本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時02分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成26年9月12日

社会文教常任委員長 川 崎 昭 夫